

## 16-7 土地は改良して次の世代に伝えなければならない

「彼にとっては、すでに前にも述べたように、地代は、ただ、彼が土地を、したがってまた地代請求権を、買い取るために用いた資本の利子としてしか現われないのである。……権利そのものは、売買によって生みだされるのではなく、ただ移転されるだけである。権利は、それを売ることができる前に、存在していなければならないのであって、……いくら売買を繰り返しても、この権利をつくりだすことはできないのである。およそ権利をつくりだしたものは生産関係である。この生産関係がある一点に達して脱皮せざるをえなくなれば、権利とそれにもとづくいっさいの取引との物質的な源泉、経済的および歴史的に是認される源泉、社会的な生命生産の過程から発する源泉は、なくなってしまう。より高度な経済的社会構成体の立場から見れば、地球にたいする個々人の私有は、ちょうど一人の人間のもう一人の人間にたいする私有のように、ばかげたものとして現われるであろう。一つの社会全体でさえも、一つに国でさえも、じつにすべての同時代の社会をいっしょにしたものでさえも、土地の所有者ではないのである。それらはただ土地の占有者であり土地の用益者であるだけであって、それらは、よき家父 [boni patres familias] として、土地を改良して次の世代に伝えなければならないのである。」

(大月版『資本論』⑤ P995F3-B2)